

平成29年度 狩猟者登録手続きについて

鳥取県東部生活環境事務所生活安全課

東部管内における平成29年度狩猟者登録について下記のとおり実施します。

1 申請受付日程

(1) 獵友会会員

実施期日	受付時間	受付場所	登録対象者 (下記にお住まいの方)
10月6日(金)	午前9時から 午後2時	東部庁舎 4階 第401会議室	気高支部 (鳥取市気高町・鹿野町・青谷町)
10月11日(水)	午前9時から 正午		岩美支部 (岩美町)
10月13日(金)	午前9時から 正午		鳥取南支部 (鳥取市河原町・用瀬町・佐治町)
10月16日(月)	午前9時から 午後2時		八頭支部 (八頭町・若桜町・智頭町)
10月17日(火)			
10月18日(水)	午前9時から 午後2時	東部庁舎 5階 講堂	鳥取支部 (旧鳥取市・国府町・福部町)
10月19日(木)			

(2) 獵友会会員以外

実施期日	受付時間	受付場所	登録対象者
(1)の日を除く10月10日(火)から翌年2月28日(火)まで随時受付(土日・祝日を除く)	午前9時から 正午 午後1時から 3時	東部庁舎 4階 東部生活環境事務所 生活安全課	全対象者

2 申請手続

申請書に次に掲げる書類等を添えて申請してください。なお、申請書は登録種類ごとに必要です。

(1) 写真 登録1種類につき2枚(2種類登録する場合は4枚となります。)

(申請前6ヶ月以内に撮影したもので、無帽、正面、上三分身、無背景
縦3.0cm×横2.4cmで裏面に氏名、撮影年月日を記載)

(2) 銃砲所持許可証 ※第一種銃猟、第二種銃猟を登録する者のみ

(3) 3千万円以上の人身損害賠償共済・保険に加入していることを証する書面

(4) 登録手数料及び狩猟税 鳥取県収入証紙。金額は裏面参照

※収入証紙は、各金融機関または県庁地下売店で購入してください。

(5) 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要書類 ※該当者のみ

ア 許可捕獲者(いわゆる有害鳥獣捕獲者) 以下(ア)または(イ)の書類

(ア) 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された許可証(報告欄に記載し、備考欄に捕獲日か捕獲出勤日を必ず記載)の写し

(イ) 狩猟者登録の申請前1年以内に発行された従事者証の写しと、捕獲等の結果を示す書面(捕獲日か捕獲出勤日を必ず記載)の写し

※やむを得ない理由で写しを提出できない場合は、許可権者(市町村長)から証明をもらってください。

イ 対象鳥獣捕獲員

市町村長による対象鳥獣捕獲員の証明書

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

※証明書の取得にあたっては従事している認定鳥獣捕獲等事業者とご相談ください。

(裏面につづく)

<狩猟者登録に必要な狩猟税・登録手数料額>

狩猟免許の区分	狩猟者登録年度の県民税に係る区分	狩猟税 (円)			登録手数料 (円)
		通常税額	特例税額		
			許可捕獲者 (いわゆる有害鳥獣捕獲者)	対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	
第一種銃猟免許 (装薬銃) (空気銃)	①県民税の所得割額を納める者 ②①の者の控除対象配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する人を除く)	16,500	8,200	免除	1,800
	県民税所得割額の納付を要しない者 (注) 狩猟税納付書の「狩猟税に関する証明書」欄に市町村等の証明が必要です。	11,000	5,500	免除	1,800
網猟またはわな猟免許	①県民税の所得割額を納める者 ②①の者の控除対象配偶者又は扶養親族 (農林水産業に従事する人を除く)	8,200	4,100	免除	1,800
	県民税所得割額の納付を要しない者 (注) 狩猟税納付書の「狩猟税に関する証明書」欄に市町村等の証明が必要です。	5,500	2,700	免除	1,800
第二種銃猟免許 (空気銃)		5,500	2,700	免除	1,800

※狩猟税と登録手数料の証紙貼付欄は異なりますので、必ずそれぞれに必要な額分を貼付してください。

- ※1 第一種銃猟免許を受けた方が、装薬銃と空気銃を併せて使用される場合は、空気銃に係る狩猟税は課税されません。
- ※2 先に空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟免許の登録を受けている方が、その登録期間中に装薬銃を使用するために第一種銃猟免許の登録をされる場合は、空気銃に係る狩猟税に加えて装薬銃に係る狩猟税が課税されます。

3 問い合わせ先

内容	担当	電話番号
狩猟者登録受付に関する事	東部生活環境事務所生活安全課	0857-20-3676
狩猟税に関する事	東部県税事務所課税課	0857-20-3516